

№ 3

白総発第 235 号  
平成 28 年 7 月 14 日

白馬村環境審議会  
会 長

様

白馬村長 下 川 正



白馬村環境基本条例及び白馬村環境基本条例施行規則における  
開発の基準の改定について（諮問）

白馬村環境基本条例は、従前の白馬村開発基本条例を平成 11 年 12 月に条例の全部改正として白馬村環境基本条例として制定し、現在に至っております。

本村の開発規制につきましては、白馬村環境基本条例第 20 条及び同施行規則において開発及び大規模開発の基準を規定しており、これによりこれまで本村の豊かな自然環境及び景観の保全に対しまして一定の成果を挙げているところ  
です。

しかしながら、社会環境の変化や、観光地白馬としての新たなニーズも生じています。白馬村では各種の計画を策定していますが、特に本年 3 月に策定した「白馬村観光地経営計画」では、産業・経済の強化に関する戦略の中で、宿泊施設とスキー場の活性化として、「ルール of 適切な見直しについて検討する。」といった意見も出されていることや、条例制定から 16 年以上を経過していることを踏まえると、新たな課題やニーズに対応した開発基準の方向性を定め、的確に対応する必要性が生じていることも事実です。

このため、本村の開発基準について現代に対応した基準を設けることができるよう、開発基準の改定について、白馬村環境基本条例第 25 条第 5 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。